

## 指定希少野生動植物種一覧

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	滋賀県レッドデータブック カテゴリー		該当する条件	指定日
		指定時	2020年版		
植物 (20種)	サギスゲ (カヤツリグサ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I・II: 滋賀県は地理的分布の南限に近い。生育地の乾燥化と植生遷移に加え園芸採取が生存に対する脅威である。	H19.5.1
	オキナグサ (キンポウゲ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	II: 山野草としての観賞価値が高く、採取圧が極めて高い。	H19.5.1
	カザグルマ (キンポウゲ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I・II: 里山に生育地が局限している。園芸目的で乱獲されて、危機的状況にある。さらに、中国原産の園芸植物である近縁のテッセンが移出して、交雑の生じる恐れがある。	H25.11.1
	ユキワリイテゲ (キンポウゲ科)	絶滅危機増大種	絶滅危機増大種	I・II: 地理的分布の東限に位置する。園芸目的の採取圧がきわめて高い。	H19.5.1
	リュウキンカ (キンポウゲ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	II: 園芸植物として盗掘され、個体数が激減しており、絶滅が危惧される。	H25.11.1
	カツラカワアザミ (キク科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I: 滋賀県固有種で生育地が限定されており、開発等の生育地の改変により消滅の危険性が高い状況にある。	R2.3.31
	イワザクラ (サクランソウ科)	絶滅危惧種	—(絶滅の可能性)	II: 昔から園芸植物として採取されており、個体数減少の最大要因は、園芸業者による乱獲である。	H19.5.1
	イヌヤチスギラン (ヒカゲノカズラ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I: 滋賀県(旧高島町)が国内唯一の自生地である。	H19.5.1
	ヒモヅル (ヒカゲノカズラ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	II: 生育地の生育条件が悪化し、個体数が危機的水準まで減少しており、県内においては絶滅の危機に瀕しています。また、観賞等を目的として売買される。	R2.3.31
	マツバラ (マツバラ科)	絶滅危惧種	絶滅危機増大種	II: 園芸愛好者や山草マニアにより採取される。	H19.5.1
	ハマエンドウ (マメ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I: 海に接していない本県に海浜性の本種が生育し、琵琶湖岸の砂地に生育地が局限している。	H25.11.1
	ミノコバイモ (ユリ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	II: 生存に対する脅威として採取圧、踏圧等。マニアによる園芸採取で消失した生育地もある。	H19.5.1
	ウチョウラン (ラン科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	II: 採集対象となりやすく、乱獲により個体数を激減させている。	H19.5.1
	クマガイソウ (ラン科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	II: 園芸用盗掘や生育地破壊により危機的状況となっている。観賞用としての乱獲に対する保護が必要。	H19.5.1
	サルメンエビネ (ラン科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	II: 乱獲を防止することが必要。	H19.5.1
	サワラン(アサヒラン) (ラン科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I・II: 滋賀県付近が分布の南限で、県内生息地は1カ所のみ。収集家の採取の対象となりやすい。	H19.5.1
	セッコク (ラン科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	II: 園芸的採取による脅威。人が近寄れる所はほとんど採集され、採集圧が強まる可能性がある。	H19.5.1
	ヒナラン (ラン科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I・II: 山地の湿った岩場に生育地・生育環境が局限している。乱獲によって個体数が激減しており、危機的状況にある。	H25.11.1
ミズチドリ (ラン科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I・II: 山地の湿原沢地に局限している。園芸目的の盗掘によって個体数が危機的状況にある。	H25.11.1	
マヤラン (ラン科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	II: 県内の生育地が限定され、個体数が少ないうえ、野生ランとして人気が高く、乱獲によって個体数が激減しており、危機的状況にある。	R2.3.31	
地衣類 (1種)	ドロガワサルオガセ (ウメノキゴケ科)	絶滅危機増大種	絶滅危機増大種	I: 本種は、日本特産種で静岡県、滋賀県、奈良県、兵庫県の数カ所に分布することが知られている。しかし、現在、確実に生育することが確認されているのは、滋賀県(醒ヶ井)と高野山だけである。極めて貴重な希種である。	H25.11.1

分類群 (選定種数)	和名 (科名)	滋賀県レッドデータブック カテゴリー		該当する条件	指定日
		指定時	2020年版		
哺乳類 (2種)	テングコウモリ (ヒナコウモリ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I : 多賀町の洞穴では、国内最大の目撃頭数が記録されている。	H19.5.1
	ヒナコウモリ (ヒナコウモリ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I : 西日本では生息地が局限されており、県内では唯一比叡山に一群が確認されているのみ。	H19.5.1
鳥類 (7種)	ヤマセミ (カワセミ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I : もともと個体数は少ないが、近年、本種がつがい週年生息する水域が著しく減少し、繁殖個体群の存続が危ぶまれる。	H25.11.1
	サンカノゴイ (サギ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I : 草津市琵琶湖畔で国内初めて集団繁殖が確認されたが、年々生息数が減少し、2002年以降記録がない。	H19.5.1
	ヨシゴイ (サギ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I : もともと個体数は少ない上に、近年、既知の繁殖地の多くが消滅し、繁殖個体群が危機的な状況に陥っている。	H25.11.1
	オオコノハズク (フクロウ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I : 近年全国的に減少。滋賀県の生息地は近畿地方に残された数少ない繁殖地だが、最近繁殖は確認されていない。	H19.5.1
	コノハズク (フクロウ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I : 近年、全国各地で減少し、近畿地方でも繁殖数が減り、滋賀県に残された繁殖地も消滅する危険性が高い。	H19.5.1
	コミズク (フクロウ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I : もともと個体数が少ない猛禽類で、生息地が限られている上に、近年個体数が危機的水準にまで激減している。	H25.11.1
	ブッポウソウ (ブッポウソウ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I : 近年、近畿での繁殖確認が途絶えた。滋賀県の生息地は近畿最後の繁殖地だったが、最近繁殖は確認できない。	H19.5.1
両生類 (1種)	ダルマガエル (ナゴヤダルマガエル) (アカガエル科)	絶滅危機増大種	絶滅危機増大種	I・II : カエル類としては地理的分布域が狭く、滋賀県は本亜種の存続上重要。捕獲圧も存続に影響する可能性がある。	H19.5.1
魚類 (3種)	イチモンジタナゴ (コイ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I・II : 琵琶湖・淀川水系を中心に分布し地理的分布域は狭い。観賞用として乱獲されている。	H19.5.1
	アブラヒガイ (コイ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I・II : 琵琶湖水系固有種で琵琶湖沿岸の環境変化やオオクチバス等の外来魚による食害のほか、観賞魚としての採取圧により個体数が減少しており、県内において絶滅の危機に瀕している。	R2.3.31
	ハリヨ (トゲウオ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I・II : 滋賀県北東部と岐阜県南西部の湧水環境に限って生息。観賞目的で採集業者により集中的に乱獲されている。	H19.5.1
昆虫類 (1種)	カワラハンミョウ (ハンミョウ科)	絶滅危惧種	絶滅危惧種	I・II : 全国的に激減し、滋賀県の個体群は琵琶湖・淀川水系に残存する重要個体群。乱獲のおそれもある。	H19.5.1
合計 35種類 (植物 : 21種 動物 : 14種)					